

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)
地域名 (地域内農業集落名)	神出地区 (田井集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月15日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・周辺にはニュータウンがあり、消費者に近い立地である。
- ・主食用水稲のほか野菜栽培が行われているが、後継者が不在である農地が多く新たな受け手を確保する必要がある。
- ・農家の大半が兼業農家で、平日に作業ができないため水稲以外につくることができない。
- ・高齢化により急勾配な法面の草刈り作業が困難である。また、草刈り作業の回数に対して、人手が不足しており農作業が不足している。
- ・山間部にある農地は、面積や形などで作業効率が悪いいため借りてくれる人がおらず、今後の管理について不安がある。
- ・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
- ・イノシシやモグラなどの獣害被害が増えており対策が必要である。
- ・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲や野菜を主要作物としつつ、新規就農者や場合によっては有機農業の担い手を募っていく。
- ・安定した利益を得るための生産計画を作りこんでいく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	70.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、担い手への集約や新規就農者の農業への参入をすすめていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・面識がない方への貸し借りは不安があるため、関係機関と連携し、農業の担い手となる新規就農者の発掘と受け入れを行う。 ・農業だけの視点でなく「むらづくり」として考える必要がある。谷口集落だけでは人的資源に限りがあるため、隣接している集落と連携をして、農業の担い手の発掘や受け入れを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。